

平成 2 4 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 国の基準を参酌して定めた独自の基準</p> <p>(1) 利用者に対する介護サービスの提供に関する記録のうち、身体的拘束等の態様及び時間、苦情の内容、事故の状況等に係るものの保存期間 完結の日から2年間 → 完結の日から5年間</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る居室の定員 入所者への提供上必要と認められる場合 2人 → 市長が特に必要と認める場合 2人以上4人以下</p> <p>3 施 行 25.4.1</p>
第 2 号	松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 国の基準を参酌して定めた独自の基準</p> <p>利用者に対する介護サービスの提供に関する記録のうち、身体的拘束等の態様及び時間、苦情の内容、事故の状況等に係るものの保存期間 完結の日から2年間 → 完結の日から5年間</p> <p>3 施 行 25.4.1</p>
第 3 号	松本市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員 29人以下</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格 法人</p> <p>3 施 行 公布の日</p>

第 4 号	松本市市道の構造の技術的基準を定める条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による道路法の改正に伴い、市道を新設し、又は改築する場合の道路構造の技術的基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 国の基準を参酌して定めた主な独自の基準</p> <p>(1) 交通の円滑化を図るため、地域の状況等を踏まえ、道路の区分に当たり該当する級の1級上の級に区分することを可能とする規定</p> <p>(2) 歩道の最低有効幅員 2.0m → 1.5m</p> <p>(3) 植樹帯の幅員 1.5m → 1.0m以上</p> <p>(4) 待避所の長さ 20m以上 → 10m以上</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第 5 号	松本市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による河川法の改正に伴い、準用河川の管理施設等の技術的基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 堤防、堰、水門等の河川管理施設等の技術的基準に関する規定</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第 6 号	松本市市道の道路標識の寸法を定める条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による道路法の改正に伴い、市が道路管理者として管理する市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法に係る基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 国の基準を参酌して定めた主な独自の基準</p> <p>(1) 警戒標識の寸法 縮小規定なし → 3分の2倍まで縮小可</p> <p>(2) 案内標識の文字の大きさ 縮小規定なし → 3分の2倍まで縮小可</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第 7 号	松本市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、道路移動等の円滑化に係る基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 国の基準を参酌して定めた主な独自の基準</p> <p>(1) 歩道等（縁石を除く。）の車道に対する高さ 5cm → 3cm</p> <p>(2) 横断歩道等に接続する歩道部分の縁端の高さ 2cm → 0cm</p> <p>3 施行 25.4.1</p>

第 8 号	松本市市税条例の一部を改正する条例	1 地方税法等の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 行政手続条例の適用除外に係る規定の整備 (2) 個人市民税の寄附金税額控除に係る規定の整備 3 施 行 公布の日等												
第 9 号	松本市災害対策本部条例の一部を改正する条例	1 地域防災計画の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 災害対策本部長及び災害対策副本部長に事故があるときの職務代理者に関する規定の整備 3 施 行 公布の日												
第 10 号	松本市暴力団排除条例の一部を改正する条例	1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施 行 公布の日												
第 11 号	松本市営バス条例の一部を改正する条例	1 福祉 100 円バス助成事業の適用路線の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 奈川線の路線不定期運行を適用除外とする規定の追加 3 施 行 25. 1. 1												
第 12 号	松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例	1 短期入所療養介護等の食費の設定の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る利用者の食費 <table border="1" data-bbox="778 1608 1369 1798"> <thead> <tr> <th colspan="2">改 正 前</th> <th colspan="2">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 人 1 日</td> <td rowspan="3">1, 3 8 0 円</td> <td>朝食 1 食</td> <td>4 2 0 円</td> </tr> <tr> <td>昼食 1 食</td> <td>4 8 0 円</td> </tr> <tr> <td>夕食 1 食</td> <td>4 8 0 円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 引用条項の整理 (3) 用語の整理 特定入所者支援サービス費 → 特定入所者介護予防サービス費 3 施 行 公布の日	改 正 前		改 正 後		1 人 1 日	1, 3 8 0 円	朝食 1 食	4 2 0 円	昼食 1 食	4 8 0 円	夕食 1 食	4 8 0 円
改 正 前		改 正 後												
1 人 1 日	1, 3 8 0 円	朝食 1 食	4 2 0 円											
		昼食 1 食	4 8 0 円											
		夕食 1 食	4 8 0 円											

第13号	松本市老人集会施設条例の一部を改正する条例	<p>1 老人集会施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 反町老人集会施設及び五常老人集会施設の廃止</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第14号	松本市保育所条例の一部を改正する条例	<p>1 幸町保育園及び東部保育園を統合した保育園の新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 新設する保育園の名称及び位置 松本市あがた保育園 松本市県1丁目9番3号</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第15号	松本市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による都市公園法等の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 国の基準を参酌して定めた主な独自の基準等</p> <p>(1) 都市公園法関係 住民1人当たりの都市公園の標準敷地面積 10㎡以上 → 20㎡以上</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係 特定公園施設の設置基準に係る規定の整備</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第16号	松本市営住宅条例の一部を改正する条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による公営住宅法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 市営住宅等の整備基準に係る規定の整備</p> <p>(2) 入居収入基準に係る裁量階層の上限額の規定の整備</p> <p>(3) 関係条例の改正</p> <p>ア 松本市再開発住宅条例</p> <p>イ 松本市営特定目的住宅条例</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第17号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 低炭素建築物新築等計画の認定申請等に対する審査手数料の追加</p> <p>3 施行 公布の日</p>

第18号	松本市病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 会田病院における短期入所療養介護等の食費の設定の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 短期入所療養介護及び介護療養施設サービスに係る利用者の食費</p> <table border="1" data-bbox="778 421 1369 611"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1人1日</td> <td rowspan="3">1,380円</td> <td>朝食1食</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>昼食1食</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>夕食1食</td> <td>460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 引用条項等の整理</p> <p>(3) 用語の整理 特定入所者支援サービス費 → 特定入所者介護予防サービス費</p> <p>3 施行 公布の日</p>	改正前		改正後		1人1日	1,380円	朝食1食	390円	昼食1食	530円	夕食1食	460円
改正前		改正後												
1人1日	1,380円	朝食1食	390円											
		昼食1食	530円											
		夕食1食	460円											
第19号	松本市花き研修センター条例を廃止する条例	<p>1 施設の廃止に伴い、本条例を廃止するもの</p> <p>2 施行 公布の日</p>												
第20号	平成24年度補正予算	平成24年度一般会計補正予算												
第21号	工事請負契約の締結について（平成24年度市道沢渡3号線霞沢橋上部工工事）	<p>1 市道沢渡3号線霞沢橋の上部工をするもの</p> <p>2 工事概要 霞沢橋上部工 L=66.0m W=11.5m</p> <p>3 請負金額 3億1,290万円</p> <p>4 請負人 (株)角藤</p> <p>5 竣工期限 26.3.20</p>												
第22号	市有財産の取得について（市道7817号線改良事業用地）	<p>1 市道7817号線改良事業用地として和田地籍の土地を取得するもの</p> <p>2 取得面積 2,514.52㎡</p> <p>3 取得金額 3,847万2,156円</p> <p>4 相手方 奥村 孟宏 外15人</p>												
第23号	市道の認定について	<p>1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの</p> <p>2 認定路線数 8路線</p> <p>3 認定延長 337.02m</p>												
第24号	市道の廃止について	<p>1 路線の再編成に伴い、市道を廃止するもの</p> <p>2 廃止路線数 1路線</p> <p>3 廃止延長 363.46m</p>												

第25号	松塩筑木曾老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について	<p>1 東筑摩郡町村会の解散等に伴い、共同処理する事務を変更し、規約を変更するもの</p> <p>2 事務の変更の主な内容 地域の介護に携わる職員の人材育成に関する事務を追加</p> <p>3 規約の変更内容 (1) 主な内容 副管理者 東筑摩郡町村会長 → 東筑摩郡村長会長</p> <p>(2) 施行 25.4.1</p>
第26号	松塩安筑老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について	<p>1 東筑摩郡行政事務組合の解散等に伴い、共同処理する事務を変更し、規約を変更するもの</p> <p>2 事務の変更内容 養護老人ホームへの入所措置（松本市、塩尻市及び安曇野市に係るものを除く。）に係る老人ホーム入所判定委員会に関する事務を追加</p> <p>3 規約の変更内容 (1) 主な内容 ア 事務所の位置 東筑摩郡町村会事務局内 → 養護老人ホーム温心寮内 イ 監査委員の定数 1人 → 2人</p> <p>(2) 施行 25.4.1</p>
第27号	公の施設の指定管理者の指定について（まつもと市民芸術館）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 まつもと市民芸術館</p> <p>3 指定管理者に指定するもの （財）松本市教育文化振興財団</p> <p>4 指定期間 25.4.1～30.3.31</p>
第28号	公の施設の指定管理者の指定について（波田文化センター）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 波田文化センター</p> <p>3 指定管理者に指定するもの （財）松本市教育文化振興財団</p> <p>4 指定期間 25.4.1～30.3.31</p>

第29号	公の施設の指定管理者の指定について（リサイクルセンター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 リサイクルセンター 3 指定管理者に指定するもの 中信リサイクル事業協同組合 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第30号	公の施設の指定管理者の指定について（希望の家 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 希望の家 (2) 岡田希望の家 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第31号	公の施設の指定管理者の指定について（松風園）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 松風園 3 指定管理者に指定するもの (福)松本ハイランド 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第32号	公の施設の指定管理者の指定について（城山介護老人保健施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 城山介護老人保健施設 3 指定管理者に指定するもの (一社)松本市医師会 4 指定期間 25.4.1～27.3.31
第33号	公の施設の指定管理者の指定について（四賀デイサービスセンター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 四賀デイサービスセンター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 25.4.1～30.3.31

第34号	公の施設の指定管理者の指定について（安曇デイサービスセンター 外3施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 安曇デイサービスセンター (2) 奈川デイサービスセンター (3) 梓川デイサービスセンター (4) 波田デイサービスセンター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 25.4.1～29.3.31
第35号	公の施設の指定管理者の指定について（梓川老人福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 梓川老人福祉センター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第36号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川生きがい増進センターふれあいの家）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 奈川生きがい増進センターふれあいの家 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 25.4.1～29.3.31
第37号	公の施設の指定管理者の指定について（心身障害児通園施設「しいのみ学園」）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 心身障害児通園施設「しいのみ学園」 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第38号	公の施設の指定管理者の指定について（四賀環境学習の森）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 四賀環境学習の森 3 指定管理者に指定するもの 四賀むらづくり(株) 4 指定期間 25.4.1～30.3.31

第39号	公の施設の指定管理者の指定について（坊主山ラインガルテン 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 坊主山ラインガルテン (2) 緑ヶ丘ラインガルテン 3 指定管理者に指定するもの 四賀むらづくり(株) 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第40号	公の施設の指定管理者の指定について（大原ラインガルテン）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 大原ラインガルテン 3 指定管理者に指定するもの ながわ楽農倶楽部管理組合 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第41号	公の施設の指定管理者の指定について（神谷ラインガルテン）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 神谷ラインガルテン 3 指定管理者に指定するもの 神谷生産者組合 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第42号	公の施設の指定管理者の指定について（入山ラインガルテン）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 入山ラインガルテン 3 指定管理者に指定するもの 入山生産者組合 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第43号	公の施設の指定管理者の指定について（梓川水田農産物処理加工施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 梓川水田農産物処理加工施設 3 指定管理者に指定するもの 加工組合さくら 4 指定期間 25.4.1～30.3.31

第44号	公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍高原湯けむり館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 乗鞍高原湯けむり館 3 指定管理者に指定するもの (株)のりくら総合リゾートサービス 4 指定期間 25.4.1～40.3.31
第45号	公の施設の指定管理者の指定について（竜島温泉施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 竜島温泉施設 3 指定管理者に指定するもの (一社)梓川ふるさと振興公社 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第46号	公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠オートキャンプ場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 野麦峠オートキャンプ場 3 指定管理者に指定するもの (財)奈川振興公社 4 指定期間 25.4.1～30.3.31
第47号	公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠スキー場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 野麦峠スキー場 3 指定管理者に指定するもの (株)岳都リゾート開発 4 指定期間 25.9.1～30.8.31
第48号	公の施設の指定管理者の指定について（四賀B&G海洋センター 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 四賀B&G海洋センター (2) 波田B&G海洋センター 3 指定管理者に指定するもの (株)スポーツプラザ報徳 4 指定期間 25.4.1～30.3.31

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 3件

ア 自動車事故にかかわるもの 3件